

井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会  
第1回 通学部会

会 議 録

日 時	令和4年10月12日（水） 午後7時～午後8時
場 所	三田ヶ谷公民館 講堂
委 員	福島委員、霍岡委員、関根委員、須永委員、関根委員、平野委員、飯塚委員、島崎委員、吉田委員、赤坂委員、鳥海委員、栗原委員、中山委員、五月女委員、早川委員、折原委員
事 務 局	須永教育総務課長、今成学校教育課長、奥野教育総務課職員
会議の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員自己紹介</li> <li>3 部会長及び副部会長の選出</li> <li>4 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) スクールバスについて</li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> <li>5 次回の会議について</li> <li>6 閉会</li> </ol>

会 議 録

1 開 会	司 会 (教育総務課職員)	井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会 第1回通学部会を開会する。
2 委員紹介	各委員 事務局	<p>&lt;各委員自己紹介&gt;</p> <p>&lt;事務局自己紹介&gt;</p>
3 部会長及び副部会長の選出	司 会 (教育総務課職員)	<p>羽生市立小・中学校再編成準備委員会設置要綱第7条の規定により、部会長及び副部会長は委員の互選により定めることになっている。</p> <p>まずは、各地区から1名を選出していただき、その3名で部会長1名及び副部会長2名を決定していただきたい。</p> <p>&lt;各地区で協議、1名選出&gt;</p> <p>&lt;各地区で選出された3名により協議、決定&gt;</p>

<p>4 議事 (1) スクールバスについて</p>	<p>司 会 (教育総務課職員)</p> <p>部会長</p> <p>部会長</p> <p>事務局 (教育総務課長)</p>	<p>&lt;部会の部会長及び副部会長が決定&gt;</p> <p>&lt;平野部会長あいさつ&gt; &lt;栗原副部会長あいさつ&gt;</p> <p>議事の進行については、部会長にお願いする。</p> <p>議事に入る。本日の会議の目的は、3校の再編成に係るスクールバスについて、「今後のスケジュールの確認」及び「検討事項」を事務局から提示された案に基づき意見交換する。本日決定するのではなく、各自持ち帰って検討していただき、次回以降協議し、順次決定したい。</p> <p>議事(1) スクールバスについて、事務局からの説明を求めた。</p> <p>議事(1) スクールバスについてである。(資料1)</p> <p>スクールバスについて、本日の会議から協議をしていきたい。</p> <p>通学部会の決定までの進め方(案)についてである。</p> <p>通学部会において、スクールバスの運行方法等について協議し、再編成準備委員会に報告する。再編成準備委員会は、意見を集約し、教育委員会に報告する。教育委員会は、報告された事項について調整・協議・決定し、予算要求を行う。</p> <p>市長部局とも連携を密にし、スクールバスの運行については、バス事業者とも調整・協議する。今後、バス事業者等を入札で決定する予定で、その調整協議を行う。</p> <p>事務局は、通学部会の進捗状況の把握や課題の検討等を行う。スクールバスについて、保護者アンケ</p>
--------------------------------	--	---

		<p>ート等を行い、保護者の意見を伺う予定である。</p> <p>スクールバス決定までのスケジュール（案）についてである。</p> <p>本日から令和5年4月にかけての会議で、スクールバスの検討事項を協議し、その後、スクールバスの乗り場への通学ルートなどの確認・協議を行う。保護者へのアンケートは、令和5年5月頃の実施を想定している。</p> <p>令和5年8月頃に利用基準、停留所の場所、運行のルート等を決定したい。スクールバスの運営方法の協議・決定、スクールバスの運行計画の策定を経て、教育委員会でバス事業者を決定する。</p> <p>令和7年1月に保護者説明会を実施し、2月に実際に子どもたちが乗る試乗会を行い、令和7年4月の開校を迎える予定である。</p>
	部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
	委員	バスの試乗について、これは子どもたちが乗るのか、保護者が乗るのか。
	事務局 (教育総務課長)	子どもたちが実際に乗ることを想定している。
	委員	事業者の決定等あるので難しいかもしれないが、令和7年4月開校を考えると、令和7年2月の試乗で何か問題が出た場合、何も対応できない。何も問題は出ないという前提か。
	事務局 (教育総務課長)	現時点では案であり、それらの事を今後協議していく中で、いろいろな課題が出てきた場合は、スケジュールの前倒し等が考えられる。あくまでも現在の案とし、試乗後の対応に課題が出れば、その辺を考慮してスケジュールを組み立てていきたい。
	部会長	引き続き、事務局からの説明を求めた。

	<p>事務局 (教育総務課長)</p>	<p>通学区域の確認についてである。</p> <p>スクールバスは無料で、保護者の皆様の負担はない。</p> <p>通学区域は、資料2「新しい学校の通学区域とスクールバス運行イメージ図」の濃い赤の実線で囲まれた区域であり、細い青の実線は、現在の3校それぞれの通学区域である。なお、この運行図は現時点でのイメージである。</p> <p>スクールバスの検討事項についてである。</p> <p>まず、他市町村の事例を紹介する。春日部市立江戸川小中学校である。(資料3)</p> <p>江戸川小中学校は、旧庄和町の区域にある宝珠花小学校、富多小学校、江戸川小学校を再編成して、平成31年4月に開校した小中一貫教育を行う義務教育学校である。</p> <p>乗車対象者としてスクールバスを利用するのは小学生のみで、通学距離で対象範囲を区切ることにはしていない。この学校は小学校1年生から中学校3年生まで、1年生から9年生までいる学校で、小学生のみがスクールバスに乗っている。</p> <p>乗降場所は自宅から概ね300mを目安に設置され、スクールバスを利用する際は、届出書を学校に提出し、スクールバスに乗る方法になっている。また、スクールバスの運行にあたってのルールが決められている。</p> <p>運行ルート図によると、乗車時間が大体30分程度で、マイクロバス2台を利用し運行されている。(資料3)</p> <p>群馬県板倉町の事例である。(資料4)</p> <p>板倉町は令和2年4月から、東小学校、西小学校、南小学校、北小学校と4校あった小学校を東と西の2校に再編成した。スクールバス利用対象者は、学校がなくなった南小・北小の学区の児童とし、春日部市と同じような方法でルールや利用申し込みが</p>
--	-------------------------	--

	<p>ある。運行ルートと時刻表については、やはり乗車時間は30分程度となっている。</p> <p>停留所の状況の写真があるが、今後、通学部会でも現地を確認するなどしながら、このように安全に配慮して、どこに停留所を設置するか検討をしていくことになる。</p> <p>行田市の事例についてである。(資料5)</p> <p>中央小学校・星宮小学校の再編成である。こちらでも星宮小学校の複式学級を解消するために再編成し、両校は忍小学校として今年の4月に開校している。</p> <p>運行ルート図によると、スクールバスは28人前後が乗れるマイクロバスである。</p> <p>利用基準は、行田市の場合は遠距離通学となる児童を対象とし、通学距離が概ね2km以上という利用基準を設けている。</p> <p>これから説明するスクールバスの検討事項は、他の自治体の事例を参考に、事務局案として作成したものである。</p> <p>バス利用基準についてである。</p> <p>事務局案としては、通学距離が学校から概ね2km以上で、通っていた学校がなくなる三田ヶ谷小と村君小の児童を対象としている。資料2に再編成後の小学校となる現在の井泉小学校から2kmと2.5kmの円が描かれているが、あくまでも目安である。案としては通学距離が学校から概ね2km以上で、三田ヶ谷小と村君小の児童であり、2kmの円の外側をスクールバスの乗車の対象とする。従って、この案は三田ヶ谷地区や村君地区でも現在の井泉小学校から2km離れていない所と、現在の井泉小の学区内の児童は歩いて通学するという案である。</p> <p>停留所の位置についてである。</p> <p>停留所の位置は、各地区の通学班の集合場所であ</p>
--	--

	<p>る。資料2の停留所を示す赤い丸印は、令和4年1月時点で調査した通学班の集合場所の近くである。実際には、令和7年4月時点での児童の居住分布に基づき、どこに停留所を設けるか決定することになる。</p> <p>運行ルートについてである。 三田ヶ谷ルートと村君ルートの2ルートを想定している。</p> <p>バスの種類についてである。 利用者数を把握した後、マイクロバスになるのか、あるいは大型バスでなければ間に合わないのか、その辺をどうするか決定する。</p> <p>時刻表についてである。 新しい学校の時間割に合わせて運行する。目安として、登校時は7時45分前後に学校到着、下校時は、5時限は15時前後、6時限は16時前後に学校を出発する。実際には学校の時間割に合わせ、短縮授業等にも臨機応変に対応していくことになる。</p> <p>到着・出発場所についてである。 バスの到着・出発場所は、現在の井泉小学校敷地内外で検討する。現在の敷地内に設けるのか、敷地を広げるのか、あるいは敷地外で安全な場所にするのか、今後検討していく。</p> <p>停留所までの集合、停留所からの帰宅方法についてである。 通学班での徒歩を想定している。</p> <p>立哨当番、ボランティアのかかわりについてである。 登下校時の見守りについては、これまで通り保護者の皆様や地域の皆様にご協力をいただきたいと</p>
--	--

		<p>考えている。</p> <p>バス利用児童のチェック方法についてである。 運転手が目視で行う。学校での乗降時は、教職員が付き添うことも想定される。</p> <p>バスの座席についてである。 座席は、指定席とする。</p> <p>乗り遅れ、遅刻・早退時の対応についてである。 乗り遅れ、遅刻・早退時の対応については、保護者の方をお願いしたいと考えている。</p> <p>今後協議をしていく中で、この他にも検討事項が出てくるのが想定される。通学部会で協議する必要があるものは協議し、円滑なスクールバスの運行ができればと考えている。</p> <p>最終的には、他市町の事例のような、子どもたちへの注意事項も含めたスクールバス運行マニュアルを通学部会と教育委員会で協力して作成していければと考えている。</p> <p>部会長 委員</p> <p>事務局 (教育総務課長) 委員</p> <p>事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。</p> <p>スクールバスの運行について、案ではルート1(村君ルート)とルート2(三田ヶ谷ルート)になっているが、井泉の北袋地区については、学校から離れていて通学に時間がかかりすぎる。始業時間について校長先生や学校運営協議会委員が検討していることもあり、ぜひ北袋も運行ルートに入れてもらいたいという意見が出ている。</p> <p>この案は、あくまでたたき台なので、いろいろな意見があると思う。今後話し合っていきたい。</p> <p>この運行イメージ図で乗れるのか。運行方法を決</p>
--	--	---

	<p>事務局 (教育総務課長)</p> <p>委 員</p>	<p>めるのは難しいと思う。他市の例でも、運行方法を決めるために、いろいろな協議を経ていると聞いているので、意見を出し合い協議して、いろいろ探っていければと思っている。</p> <p>あくまで案であり、これで決まっていることではない。意見のとおり北袋地区は遠いので、そういったことを考えながら、検討していければと思っている。</p> <p>補足だが、来年度から井泉小では日課の変更を考えている。あまりにも小学生が早く登校し、小学生の睡眠不足がある。始業を遅くすることは、全世界的にいわれている。北袋だと1時間前に家を出るので、現在7時45分くらいに学校に来るのに6時台に家を出て、暗い中を歩いてくる。少しでも遅くしてあげる必要があるのではということで、登校時間を遅らせる計画である。</p> <p>加えて教職員の働き方改革である。羽生市の小・中学校の教員の始業時間は8時である。8時から勤務開始だが、子どもたちは7時45分や50分に登校する。その子どもたちを教室へ入れたり、校門で迎えたりしている。日常的に50年間行われてきた。その15分間について、登校時間は職員の勤務時間内に設定すると明記されたので、井泉小学校は、来年度、登校の開始時刻を8時以降にする。そうしないと勤務時間前に職員が働くことになってしまう。厳しいご意見だと、先生が楽をしたいためという意見もあるが、そういう問題ではない。</p> <p>8時から勤務開始なのに、7時半から働いているのを8時からにして欲しいというのは、楽をしたいためという主張に受け取られることもどうなのか。今まで50年間そうやってきたので、違和感があるのは分かる。</p> <p>しかし、勤務時間を7時半からにするわけにはいかない。子どもの睡眠不足を考えると、睡眠不足を</p>
--	------------------------------------	--



		<p>解消する、職員の勤務時間を適正にする観点から、8時以降の登校にしないと整合性がないというのが井泉小学校の現在の見解である。</p> <p>北袋の子が、40分も45分も掛けて、朝早くから歩いて、へとへとになって来るという事態は事実で、その解消の意味でも、今検討している。</p>
	委員	<p>これまでに合併が行われた地域で、前からの旧学区内にバスを通した例がある。</p> <p>3校合併の場合、ひとつの学校に集まるわけだが、羽生市の場合、井泉小学校に全部統合ということになるが、例えば元々通っていた小学校の児童たちの通学路にバスを通したという前例はあるか。</p> <p>行田市の事例で言えば、中央小と星宮小を使って忍小にしているが、元々の中央小の学区にバスを通したかということか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	通っていない。
	委員	それ以外のところで、通っているという例はあるか。
	事務局 (教育総務課長)	春日部の例では、元の学校区を走っている。
	委員	春日部は、2校を廃止して、新設しているのか。
	事務局 (教育総務課長)	そうである。
	委員	春日部は、宝珠花小と富多小は元々一つの中学校区ということか。
	事務局 (教育総務課長)	そうである。

	委員	<p>元々、宝珠花小と富多小は、江戸川中に通っていた。どちらかの小学校に集まったわけではなく、中学校に集まった訳で、両方の学校の真ん中の学校になるから、両方の小学校区に通したというのは分かるが、どちらかの小学校に寄せたときに、元々その学校に通っていた子たちの通学路がどうなったかお聞きしたい。</p> <p>開校する小学校の通学路、こちらで言えば井泉小の学区にということである。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>例えば板倉町は、東を通る旧南小のルートを見ると、東小のところに停留所はなく、旧南小の無くなった学校のところにだけ停留所を設けている。東小のところには設けていない。スクールバスは通っているが、停留所は設けていない。西小と旧北小の方も同じ形である。</p>
	委員	<p>距離があっても設けないという判断か。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>はい。板倉町の場合は、無くなった学校の学区の子どもたちを乗せる方法になっている。</p>
	部会長	<p>先ほどの春日部市の事例に関し、距離の基準を設けていないが、そこに至った経緯は分かるか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>把握はしていないが、おそらく小学校に通う児童は基本的にバスに乗せていると思う。そのため、学校に近いところでもバス停がある。</p>
	委員	<p>徒歩で通学している子どもはいないという判断か。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>江戸川中の場合は、実際に歩いて通っている子がいるかどうか把握はしていない。</p>
	委員	<p>通学距離を利用条件としていない、小学生は全員</p>

		<p>利用できる理由を春日部市に問い合わせてみたい。</p> <p>今の事務局案は、2ルートだが、逆に春日部市の真似をすると、全児童が乗れるという可能性の案もあるのか。</p> <p>事務局 (教育総務課長)</p> <p>その件に関し他市の状況について、事務局で可能な限り資料を集めて提供する。</p> <p>委員</p> <p>春日部の事例に関し、スクールバスを利用する人と利用しない人で、希望者は全員乗ることができることだが、今まで一緒に行っていた通学班でバスに乗る人と乗らない人が出てきた場合、通学班の徒歩で行く児童たちの安全確認はどうなっているのか。あるいは、通学班の半分がバスに乗り、低学年しか残らないようになった場合、どうするのか確認したい。</p> <p>事務局 (教育総務課長)</p> <p>その件についても確認する。</p> <p>委員</p> <p>三田ヶ谷小学校では通学班自体の人数が、すごく少なく、低学年だけで帰るということもあった。親同士のコミュニケーション不足で、2人で帰ってくるはずが、塾の迎えに行ってしまう1人になってしまったことも4月の入学当初にあった。通学班の人数も考えていかなければいけない。</p> <p>委員</p> <p>通学距離によるスクールバス利用のルールというものがあるが、距離で線引きし今まで一緒の班だった児童が、2km以上だからあなたはバス、2km未満だからあなたは徒歩というのは、少し極端すぎると思う。その辺は柔軟性をもたせた方がよい。</p> <p>停留所は、人数によって毎年見直すということは、停留所の位置が変わることか。</p>
--	--	---

	事務局 (教育総務課長)	停留所の位置が変わる可能性はある。
	委 員	<p>そうなると、バスに乗れる人乗れない人の線引きはどうするのか、きちんとルールを決めておかないと、後々問題が起きる可能性がある。2km、2.5kmといろいろあるが、柔軟性をもたせることも決めておかなければならない。</p> <p>引っ越せばバスに乗れるのかということにもなる。</p>
	委 員	<p>案にはルート1とルート2があるが、バスの大きさによっては1回で回り切る考えか。それとも2回に分けるのか。小さなバスで全員が乗り切れないのなら、2回に分けて回らなければいけないと思う。人数に合うバスを選び、1回で全部回り切るように考えているのか。バスを2台用意し1ルートを1回回って、2台目は2ルートを回るような考えなのか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>ルートはバスの大きさによると思う。乗車場所、人数、車が通れる道があるかどうかなど、いろいろ課題が出てくる。なるべく乗車時間は30分程度としたいこともあり、その辺を全部踏まえながら、マイクロバスで2ルート回すか、大型バスで全部回すのか、今後検討することになる。</p>
	委 員	<p>バスは2台より1台で回るのか。それも、人数によることで考えていないのか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>今の運行イメージは、ルート1とルート2が、それぞれ1台ずつで回るようなイメージになる。それで30分程度で回れるようなルートが組めればよいと考えている。あとは乗車人数でバスがどれくらい必要になるのかがある。</p>

	委員	大型バスを使い1回で回る案と、例えば道路や人数によってはマイクロバスにして、2つに分ける案と、今後検討の余地があるということか。
	事務局 (教育総務課長)	そうである。
	委員	今のところは、あくまでも案ということか。
	事務局 (教育総務課長)	そうである。
	委員	これから決めていく基準となるのが、トータルの乗車時間30分以内である。乗車時間が50分になってしまうことはないということか。
	事務局 (教育総務課長)	あまり長い時間乗っていることは、それだけ最初に乗車する児童が、早い時間に乗らなければならないことになるので、それを考慮しながら考える。
	委員	通学班が分かれてしまうことについては、保護者にしかできない話なので、各PTAで検討した方が良い。
	委員	歩かせたい親と車で送る親がある。その辺はPTAで検討すべきなので、一度各地区で検討すべきである。
	委員	スクールバスの検討事項について、次回以降きちんと細かいところまで協議することか。
	事務局 (教育総務課長)	その通りである。
	委員	事務局が作った案を変更するのは難しいと思う。

(2) その他	委 員	我々の意見を出して、我々はこのよう要望だというのを地元の意見として出して、それに沿ったものにしてもらわないと我々はこのためにいるのか、市役所が決めてきたものを承認するだけの話になってしまう。意見を言えるようにしていかなければならない。
	委 員	バス利用基準について、通学距離が2km以上というのは、これから精査していく必要がある。資料に「通っていた学校がなくなる三田ヶ谷小・村君小の児童」とあるが、井泉小もなくなってしまう。井泉地区の保護者、地域の方に配慮した表現が必要である。井泉小学校は学校名も変わる、校章は無くなる、校歌は変わる、校旗は変わる、ジャージも変わり全く新しい学校になる。三田ヶ谷小・村君小はもちろんなくなるが、井泉小もなくなる。
	事務局 (教育総務課長)	表現については配慮する。事務局案は、あくまでも案であり、協議のたたき台として示したもので、協議して新しい手法や、いろいろな案が出てくると思う。
	部会長	事務局の案が、絶対だというわけではない。あくまでも協議を進めるためのたたき台ということである。承知して欲しい。 ゼロからスタートしているので、事務局が資料を集め、たたき台として作った。あくまでもここをベースに変えていく方法である。協議のスタイルとして事務局への意見ばかりは、論点が違うと思うので、承知して欲しい。
		議事(2)その他について、事務局の説明を求めた。  <特になし>

<p>5 次回の会議について</p> <p>6 閉会</p>	<p>部会長</p> <p>事務局 (教育総務課長)</p> <p>部会長</p>	<p>次第5、次回の会議について、事務局の説明を求めた。</p> <p>通学部会は、先日の会議で決定したとおり、第2水曜日の午後7時から三田ヶ谷公民館である。次回は、12月14日水曜日、午後7時から三田ヶ谷公民館に開催する。</p> <p>本日の議事はすべて終了した。</p> <p>井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会 第1回通学部会を閉会した。</p>
<p><b>【配布資料】</b></p> <p>資料1 第1回通学部会</p> <p>資料2 新しい学校の通学区域とスクールバス運行イメージ図</p> <p>資料3 他市の事例（春日部市立江戸川小中学校スクールバス運行計画）</p> <p>資料4 他市の事例（スクールバス利用マニュアル（板倉町））</p> <p>資料5 他市の事例（学校再編・小中一貫校教育だより（行田市））</p>		